

## 第2次射水市子どもに関する施策推進計画 概要版

○基本理念	<b>子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現</b>
○計画策定の趣旨	射水市子ども条例制定後、「射水市子どもに関する施策推進計画（以下「現行計画」という。計画期間は、平成21年度から平成30年度まで）」を策定し、社会全体で子どもをはぐくんでいく機運を高め、子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境を整えていくための施策を推進してきた。 今年度、現行計画が終期に当たること等から、引き続き、現行計画を基礎として、第2次計画を策定する。
○計画の位置付け	射水市子ども条例第10条に基づき、条例の趣旨を踏まえ、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画とする。
○計画の期間	2019年度から2024年度までの6年間 社会情勢等を踏まえ、状況に応じて見直すとともに、より効率的、効果的に計画を推進するため、「射水市子ども・子育て支援事業計画」の改定時（2019年度中に改定）において、射水市の子育て支援に係る3つの計画（「射水市子ども・子育て支援事業計画」「射水市子どもの未来応援計画～射水市子どもの貧困対策推進計画～」「射水市子どもに関する施策推進計画」）の一本化を図る。

### 子どもに関する施策を推進するに当たっての課題 <現行計画策定後の子どもの権利に係る動向や射水市における子どもの権利に係る状況を把握するために行ったアンケート調査結果の分析等から>

課題1 子どもの権利に対する理解が必要

課題2 子どもの成長を支える環境づくりが必要

課題3 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制づくりが必要

【課題解決に向けた取組】 新規10事業、拡充12事業、継続54事業			【目標値】		
基本目標と施策の方向		具体的な取組	目標項目	2018年度 現状値	→ 2024年度 目標値
<b>基本目標1 子どもの権利に関する意識を高めます</b>	<b>施策の方向1 子どもの権利の啓発の推進</b>	(1) 広報、啓発活動の実施 <small>主な取組：広報、ホームページ、ケーブルテレビ等での啓発【拡充】 等</small> (2) 育ち・学びの施設関係者等に対する学習の提供 <small>主な取組：リーフレットの配布【拡充】、研修会の実施【拡充】</small>	子どもの権利について知っている、聞いたことがある子どもの割合	51.5%	→ 80.0%
	<b>施策の方向1 家庭における子どもの養育支援の推進</b>	(1) 子どもの成長に応じた家庭教育の支援 <small>主な取組：育児教室、あったか家族応援プロジェクト【新規】 等</small> (2) 親等が交流できる機会の提供 <small>主な取組：子育て支援センター、つどいの広場 等</small> (3) 特に援助を必要とする家庭への支援 <small>主な取組：児童扶養手当【拡充】、ひとり親家庭等医療費助成 等</small>	家庭教育に関する学習会、相談会参加率	36.9%	→ 50.0%
<b>基本目標2 かけがえのない一人の人間として生きる子どもの成長を支えます</b>	<b>施策の方向2 育ち・学びの施設における子どもの成長を支える環境づくりの推進</b>	(1) 子どもの心の養護と教育の充実、いじめの防止 <small>主な取組：道德教育、射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会【新規】 等</small> (2) 子どもの主体的な学習や活動に対する支援 <small>主な取組：総合的な学習、児童会・生徒会活動</small> (3) 特に支援を必要とする子どもへの養護と教育の支援 <small>主な取組：適応指導教室、障がい児保育 等</small>	学校が楽しい、どちらかというと楽しい子どもの割合	92.1%	→ 95.0%
	<b>施策の方向3 地域における子どもの成長を支える環境づくりの推進</b>	(1) 地域の人材を活用した子どもの活動の支援 <small>主な取組：児童クラブ、世代交流活動【拡充】 等</small> (2) 子どもの居場所や活動の充実 <small>主な取組：ひとり親家庭の児童への学習支援【新規】、子ども食堂への支援【新規】 等</small> (3) 安心して子育てができるための事業者への啓発 <small>主な取組：一般事業主行動計画策定の啓発 等</small>	地域の行事に参加したことがない子どもの割合 一般事業主行動計画策定企業数の割合	18.2%	→ 10.0%
<b>基本目標3 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制を整えます</b>	<b>施策の方向1 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制の充実</b>	(1) 安心して相談できる体制の整備 <small>主な取組：家庭児童相談【拡充】、母子総合相談室【新規】 等</small> (2) 児童虐待に対する相談と救済の推進 <small>主な取組：要保護児童対策協議会【拡充】、養育支援訪問事業【拡充】 等</small> (3) 相談機関同士のネットワークづくり <small>主な取組：相談機関一覧等の作成【拡充】 等</small> (4) 子どもが安心できる居場所の提供 <small>主な取組：子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」</small>	不安や悩みがあるときに相談できる人がいる割合	81.4%	→ 90.0%